八幡浜市社会福祉法人等利用者負担軽減措置事業について

八幡浜市社会福祉法人等利用者負担軽減措置事業実施要綱より要約

	八幡浜「	市社会福祉法人等利用	者負担軽減措置事業実施要綱より要約			
	◎低所得で特に生計が困難なもの及び生活保護受給者について、介護保険サービス					
	▶ を行う社会福祉法人等がその社会的役割にかんがみ、利用者負担額を一定割合軽減するこ					
事業の目的	 とにより、利用者の	より、利用者の経済負担を緩和し、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的と				
	する。					
	○要介護被保険者又は要支援被保険者であって、市町民税世帯非課税者のうち次の各号の					
			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			
	要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に甚し、生計が困難な者として市長が認めたもの及び生活保護受給者とする。					
	区分	説明				
	要綱では具体的に次のように定める。					
			① 世帯全員の年間の必要経費を除			
			いた収入見込み合計が、 <u>1人世帯</u>			
			で150万以下、世帯員が一人増			
			えるごとに50万円を加算した			
			<u>額以下</u> であること。			
			② 預貯金等(有価証券·債権券等)			
			が単身世帯で350万円、世帯員			
			が1人増えるごとに100万円			
			<u>を加算した額以下</u> であること。			
	市長が生計困 難者と認める 者及び 生活保護受給 者	○介護老人福祉施設				
			③ 別世帯の市町民税課税世帯から			
****			扶養されていないこと。			
軽減対象者		(特別養護老人ホー				
		ム)利用者	④ 世帯員が居住の用に供する家屋			
		○在宅サービス利用	その他日常生活のために必要な			
		者	資産以外に利用し得る資産を所			
		○地域密着型介護サ	有していないこと。			
		ービス利用者	11000.94000			
			と。			
			2 0			

◎利用者負担額の軽減を実施する旨を県に届け出た社会福祉法人等が提供する次のサービ スについて軽減を行う

スについて軽減を行う 軽減対象サービス		軽減対象費用	軽減割合	
介護老人福祉	旧措置入所者の利用 者負担5%未満のも のはユニット型個室	居住費	○原則 (A)・介護費負担・居住費、食費負担	
施設(特別養護 老人ホーム)	生活保護受給者	個室の居住費	1/4 (25%)	
	上記以外のもの (旧措置者含む)	介護費負担 食費負担 居住費	○老齢福祉年金受給者 (B) ・介護費負担	
訪問介護		介護費負担	•居住費、食費負担 1/2 (50%)	
通所介護		介護費負担 食費負担	○生活保護受給者 (C)	
(介護予防) 短期入所生活	生活保護受給者	個室の滞在費	・個室の居住費	
介護	上記以外のもの	介護費負担 食費負担 滞在費負担	(滞在費) 全額(100%) ○平成 25 年 8 月 1 日施	
定期巡回・随時が	対応型訪問介護看護	介護費負担	行、平成 26 年 4 月 1 日、平成 27 年 4 月 1	
夜間対応型訪問の	介護	介護費負担	日、平成 30 年 10 月 1 日、令和元年 10 月 1	
地域密着型通所分	介護	介護費負担 食費負担	日又は令和2年10月 1日施行の生活扶助 基準等の改正に伴い 生活保護が廃止され	
(介護予防) 認知症対応型通	听介護	介護費負担 食費負担		
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護		介護費負担 食費負担 宿泊費負担	た者であって、廃止時 点において本事業に 基づく軽減又は特定	
地域密着型介	生活保護受給者	個室の居住費	入所者介護 (予防) サ ービス費の支給によ	
護老人福祉施設入所者生活介護	上記以外のもの	介護費負担 食費負担 居住費負担	り居住費の利用者負 担がなかった者のう ち、引き続き軽減対象	
看護小規模多機能	・ 能型居宅介護サービス	介護費負担 食費負担 宿泊費負担	となる者 ・ 介護費・食費負担 (A)、(B)に同じ	
第一号訪問事業の	のうち介護予防訪問介 業	介護費負担	・個室の居住費 (滞在費)	
第一号通所事業のうち介護予防通所介 護に相当する事業		介護費負担 食費負担	(C) に同じ	

軽減の対象 となるサー ビスと軽減 割合

	名 称 : 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証
認定証等	有 効 期 間 : 翌年度の7月末日とする。ただし、4月から7月までに発行する場合
	は当該年度の7月末日とする。
	適用年月日 : 認定のあった月の初日から適用する。
	(1) 高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービ
	ス費及び高額医療合算介護予防サービス費との関係は、本事業に基づく軽減制度の
	適用をまず行い、軽減制度適用後の利用者負担額に着目して高額介護サービス費及
	び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算
	介護予防サービス費の支給を行うものとする。ただし、定期巡回・随時対応型訪問
他制度等と	介護看護、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、小規模多機
の適用関係	能型居宅介護及び看護小規模多機能居宅介護を利用する利用者負担第2段階の者
	のサービス費に係る利用者負担については、高額介護サービス費の見直しにより、
	本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされることになることから、事業主体の負担
	に鑑み、当該部分について本事業の軽減の対象としないこととする。
	(2) 特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者
	負担額について、本事業に基づく軽減制度の適用を行う。

(注) 医療介護総合確保推進法による介護保険法の改正及びその施行に伴う介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)の改正により、特別養護老人ホームの入所者とショートステイの利用者は、居住費(滞在費)・食費の負担限度額認定の対象とならない場合、食費及び居住費(滞在費)は軽減の対象にならない。